

## 【参考資料】積算条件

入札契約過程における透明性および公平性を確保するため、参考までに積算条件を示すものであり、契約の履行を拘束するものではない。

したがって、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

○工事番号 令和7年度第高専3号

○工事名 滋賀県立高等専門学校新築機械設備工事（第1工区）

○施工位置 野洲市市三宅地内

○適用基準等

積算基準

滋賀県建築工事積算基準（令和2年6月）

滋賀県建築工事積算基準において準用する基準の適用について（令和7年6月）

適用単価

滋賀県建築工事単価表（令和7年12月）

ガス設備工事の単価は令和8年6月30日までにガス工事会社と契約締結し、令和8年12月31日までにガス内管工事が着工済みである場合の単価である。

○その他積算条件等

○（営繕工事版）週休2日取組促進型工事（完全週休2日（土日）I型）

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。

予定価格は、（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領に基づき、「完全週休2日（土日）」を前提として労務費および現場管理費を補正し工事費を積算している。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が達成できない場合は請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。また、「完全週休2日（土日）」および「月単位の週休2日」が達成できない場合は請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日」の取組みを希望しない、または協議が整わなかった場合は、直近の変更契約等に併せて請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

詳細は、「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事について」による。